

青森県報

平成三十年 四月一日 (日曜日)	号外第四十号
------------------------	--------

目 次

- 建設工事及び建設関連業務の競争入札参加資格………(監理課) :

告 示

青森県告示第一百九十七号

平成三十年度において県が発注する建設工事（建設業法（昭和二十四年法律第二百二十九号）第二条第一項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）並びに測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務（以下「建設関連業務」という。）について、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号。以下「特例政令」という。）第四条に規定する特定調達契約の締結が見込まれるので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百六十七条の五第二項及び第一百六十七条の十一第三項において準用する第一百六十七条の五第二項並びに特例政令第四条の規定に基づき、当該建設工事及び建設関連業務に係る契約について的一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）、競争入札参加資格の審査（以下「資格審査」という。）の申請の時期及び方法等を次のとおり公示する。

平成三十年四月一日

一 資格審査の区分

青森県知事 三 村 申 吾

1 建設工事

資格審査は、次に掲げる業種ごとに区分して行う。

- (一) 測量業務
- (二) 建築関係建設コンサルタント業務
- (三) 土木関係建設コンサルタント業務
- (四) 地質調査業務
- (五) 補償関係コンサルタント業務

二

建設工事

建設工事に係る競争入札参加資格は、青森県建設工事の競争入札に参加する者の資格等に関する規則（平成二年二月青森県規則第十八号。以下「建設工事規則」という。）第二条の定めるところにより、次のとおりである。

- (一) 建設工事の実績、従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び状況からみて、県の契約の相手方として適当と認められること。
- (二) 四の1に規定する競争入札参加資格審査申請書（四の1の規定により添付しなければならない書類及び知事が定める書類を含む。）の重要な記載事項について記載をし、かつ、その記載内容が事实上に反していないこと。
- (三) 建設業法第三条第一項の規定による許可（同条第三項の許可の更新を含む。）を受けていること。

2 建設関連業務

建設関連業務に係る競争入札参加資格は、青森県建設関連業務の競争入札に参加する者の資格等に関する規則（昭和五十八年二月青森県規則第六号。以下「関連業務規則」という。）第二条の定めるところにより、次のとおりである。

- (一) 建設関連業務の実績、従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び状況からみて、県の契約の相手方として適当と認められること。
- (二) 四の2に規定する資格審査申請書（四の2の規定により添付しなければならない書類を含む。）の重要な記載事項について記載をし、かつ、その記載内容が事実に反していないこと。
- (三) 建設関連業務を行うに当たり法律上必要とする資格を有すること。

三 資格審査の申請の時期

定する競争入札参加資格審査申請書に次に掲げる書類を添えて県土整備部監理課に郵送して行わなければならない。

四 資格審査の申請の方法

1 建設工事

資格審査の申請は、建設工事規則第四条第一項の定めるところにより同項に規定する競争入札参加資格審査申請書に次に掲げる書類を添えて県土整備部監理課に郵送して行わなければならない。

(一) 県内に主たる営業所を有する者及び県外に主たる営業所を有する者のうち本県に事務所又は事業所を有している者にあつては、申請日以前三十日以内に地域県民局長が交付する青森県建設工事等競争入札参加資格審査申請用の県税の納税証明書の原本

(二) 個人である場合で、平成三十年一月一日時点で県内の市町村に住所を有する者にあつては、申請日以前三十日以内に当該市町村長が交付する個人住民税の納税証明書の原本

(三) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第四条の二に規定する届出の義務を有する者にあつては、申請日の属する年度の前年度分の労働保険料に係る領取書及び概算・確定保険料申告書の写し

(四) 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十八条及び厚生年金保険法（昭和二十九年法律第二百五十五号）第二十七条に規定する届出の義務を有する者にあつては、申請日の直前一年間にについて未納がないことを証する厚生労働大臣（厚生労働大臣から当該事務の委任を受けた者を含む。）若しくは健康保険事務組合の長が発行した社会保険料の納付証明書の原本又は当該期間の社会保険料に係る領取書の写し

(五) 申請日以前九十日以内に国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第一百二十三条第一項の規定により税務署長が交付する消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書の原本

(六) 申請日前一年七月前の日の直後の事業年度終了の日以後に受審した経営事項審査の総合評定値通知書の写し

(七) 県内に主たる営業所を有しない者にあつては、営業所一覧表（工事第一号様式）

(八) 工事の種類が土木一式工事又は建築一式工事に係る資格審査の申請をする者のうち、(六)の経営事項審査の総合評定値通知書に記載された技術職員数の総数が二人未満の者にあつては、申請日以前三十日以内に地域県民局長が交付

又は二級の欄に増減がある者及び工事の種類が土木一式工事又は建築一式工事以外の工事に係る資格審査の申請をする者のうち、(六)の経営事項審査の総合評定値通知書に記載された技術職員数の総数が二人未満の者にあつては、技術職員調書（工事第一号様式）

九 角形二号封筒に資格審査結果の送付先住所を記入し、百二十円切手を貼付したものの一通

2 建設関連業務

資格審査の申請は、関連業務規則第四条第一項の定めるところにより、同項に規定する資格審査申請書に次に掲げる書類を添えて県土整備部監理課に郵送して行わなければならない。この場合において、資格審査を受けようとする者が、建設コンサルタント登録業者（建設コンサルタント登録規程（昭和五十二年建設省告示第七百十七号）第二条第一項に規定する登録簿に登録を受けた者をいう。以下同じ。）である場合にあつては同規程第七条第一項に規定する現況報告書の写し、地質調査業登録業者（地質調査業者登録規程（昭和五十二年建設省告示第七百十八号）第二条第一項に規定する登録簿に登録を受けた者をいう。以下同じ。）である場合にあつては同規程第七条第一項に規定する現況報告書の写し、補償コンサルタント登録業者（補償コンサルタント登録規程（昭和五十九年建設省告示第千三百四十一号）第二条第一項に規定する登録簿に登録を受けた者をいう。以下同じ。）である場合にあつては同規程第七条第一項に規定する現況報告書の写しの提出をもつて(七)及び(八)に掲げる書類の提出に代えることができる。

(一) 業者調書（関連業務第一号様式）

(二) 業務調書（関連業務第二号様式）

(三) 有資格者数調書（関連業務第三号様式）

(四) 有資格者一覧表（関連業務第四号様式）

(五) 業務実績一覧表（関連業務第五号様式）

(六) 建設関連業務を行うに当たり法律上必要とする登録等の証明書の写し

(七) 法人である場合にあつては、登記事項証明書の写し

(八) 法人である場合にあつては直前二年の各事業年度の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表、個人である場合にあつては直前二年の各事業年度の貸借対照表及び損益計算書

(九) 県内に本店を有する者及び県外に本店を有する者の中本県に事務所又は事業所を有している者にあつては、申請日以前三十日以内に地域県民局長が交付

する青森県建設工事等競争入札参加資格審査申請用の県税の納税証明書の原本
(+) 個人である場合で、平成三十年一月一日時点での市町村に住所を有する者にあつては、申請日以前三十日以内に当該市町村長が交付する個人住民税の納税証明書の原本

(+) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第四条の二に規定する届出の義務を有する者にあつては、申請日の属する年度の前年度分の労働保険料に係る領収書及び概算・確定保険料申告書の写し

(+) 健康保険法第四十八条及び厚生年金保険法第二十七条に規定する届出の義務を有する者にあつては、申請日の直前一年間にについて未納がないことを証する厚生労働大臣（厚生労働大臣から当該事務の委任を受けた者を含む。）若しくは健康保険事務組合の長が発行した社会保険料の納付証明書の原本又は当該期間の社会保険料に係る領収書の写し

(+) 申請日以前九十日以内に国税通則法第二百二十三条第一項の規定により税務署長が交付する消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書の原本

(+) 常勤の従業員数を確認できる書類の写し

(+) 角形一号封筒に資格審査結果の送付先住所を記入し、百二十円切手を貼付したもの一通

五 競争入札参加資格の認定

1 建設工事

建設工事に係る競争入札参加資格は、建設工事規則第五条及び第六条の定めるところにより、次とおり認定する。

(+) 二の1に規定する競争入札参加資格の各要件を満たす者については、別に定める青森県建設工事の施工能力の審査の事務取扱いに関する基準により、申請に係る建設工事の種類ごとに建設工事規則別表第一及び別表第二に掲げる各項目を点数化し、その総合点等により、土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事、鋼構造物工事、舗装工事及び造園工事については当該建設工事の種類ごとに等級の区分を付して、競争入札参加資格があるものと認定する。

(+) 二の1に規定する競争入札参加資格の各要件を満たさない者については、当該資格がないものと認定する。

2 建設関連業務

建設関連業務に係る競争入札参加資格は、関連業務規則第五条の定めるところ

により、次のとおり認定する。
(-) 二の2に規定する競争入札参加資格の各要件を満たす者については、当該資格があるものと認定する。

(-) 二の2に規定する競争入札参加資格の各要件を満たさない者については、当該資格がないものと認定する。

六 資格審査の結果の通知

資格審査の結果は、建設工事規則第五条の二又は関連業務規則第五条の二の定めるところにより、資格審査を受けた者に通知する。

七 競争入札参加資格の有効期間

1 建設工事

競争入札参加資格の有効期間は、建設工事規則第七条の定めるところにより、平成三十年六月三十日までに六の規定による通知があつた者については当該通知があつた日から平成三十年六月三十日まで、平成三十年七月一日から平成三十一年六月三十日までに六の規定による通知があつた者については当該通知があつた日から平成三十一年六月三十日までとする。

2 建設関連業務

競争入札参加資格の有効期間は、関連業務規則第六条の定めるところにより、六の規定による通知があつた日から平成三十一年六月三十日までとする。

八 競争入札参加資格の更新手続き

1 建設工事

競争入札参加資格の更新を希望する者は、建設工事規則第四条の定めるところにより、平成三十一年に行われる再度の資格審査を受けなければならない。

2 建設関連業務

競争入札参加資格の更新を希望する者は、関連業務規則第四条の定めるところにより、平成三十一年に行われる定期の資格審査を受けなければならない。

九 競争入札参加資格の更新を希望する者は、関連業務規則第四条の定めるところ

により、平成三十一年に行われる定期の資格審査を受けなければならない。
競争入札参加資格に関する文書は、青森県建設業ポータルサイト (<http://pub.ref.aomori.lg.jp/kouji/>)において入手することができる。なお、青森県建設業ポータルサイトにおいて当該文書を入手することができない場合の問合せ先は、次のとおりとする。

青森市長島一丁目一の一 県庁北棟三階

青森県県土整備部監理課建設業振興グループ

電話〇一七一七三四一九六四〇

工事第一号様式

當業所一覽表

建設業許可番号

工事第二号様式

技 術 職 員 調 書

建設業許可番号

商号又は名称

注1 競争入札参加資格の審査を申請する建設業の欄には、申請する建設業の略号の箇所に○印を記入すること。

技術者ごとに、可能な全ての建設業について、建設業の略号の箇所に〇印を記入すること。

3 土木工事及び建築工事工事について、総合評定額証書記載の技術職員数から増減がある場合、土木又は建築関係の資格を有する全ての常勤技術職員を生年月順に記入し、該当する級の欄に〇印を記入すること。一つの業種について、同一人が 1 級相当と 2 級相当の両方の資格を有している場合は、上位の級の欄のみに〇印を記入すること。

県内建設業者にあっては、公益財團法人青森県建設技術センターへの登録技術者について記入すること。県外建設業者にあっては、資格証及び常勤確認資料を提出すること。

5 配置可能な建設業については、技術者資格区分表のとおりとする。
6 用紙の大きさは、日本工業規格A4横長とする

6 用紙の大きさは、日本工業規格A4横長とする。

技术者资格区分表

関連業務第三号様式

有資格者數調書

専門用語	資格名	人数
部門	普通	専門科目
機械	土木施工管理技術士	技術士 RCCM
機械	土木施工管理技士	
電気電子	土木施工認定士(木技術者)(特別上級・上級・一般)	
建設	環境計量士	
建設	土地区画整理士	
建設	第1種電気主任技術者	
建設	電気通信主任技術者(伝送・線路)	
建設	地質調査技士	
建設	1級建築士	
建設	2級建築士	
建設	構造設計1級建築士	
建設	設備設計1級建築士	
建設	建築設備士	
建設	建築積算資格者(建築積算士)	
測量士		
測量士補		
土地家屋調査士		
不動産鑑定士		
不動産鑑定士補		
司法書士		
補償業務管理士 土地調査		
補償業務管理士 土地評価		
補償業務管理士 物件		
補償業務管理士 機械工作物		
補償業務管理士 営業補償・特殊補償		
補償業務管理士 事業損失		
補償業務管理士 补償契約		
電気設備設計実務経験者A		
土木設計実務経験者		
地質調査実務経験者		
補償業務実務経験者		
公用用地取得実務経験者		

(注) 人数は、延べ人數である。同一人が複数の資格を有している場合は、重複して計上する。
・1人で同一種類の1・2級、士・士補の資格を有している場合は、上位の資格のみを計上する。
○○業務経験者には、同職の有資格者は含めない。(例:補償業務管理士を有している者は、補償業務実務経験者に計上しないで、補償業務管理士のみに記入する。)

関連業務第四号様式 有資格者一覧表

関連業務第五号様式

業務実績一覧表

(測量・建築・土木・地質・補償)

発注区分	契約相手先	元請 ・下請	契約件名	業務対象の規模	業務履行場所 の都道府県名	契約金額 (千円)	着手年月	完成(予定)年月
青森県								
青森県								
他公共								
他公共								
民間								
民間								

記載要領

- 1 希望する業種区分ごとに作成してください。(測量、建築関係、土木関係、地質調査、補償関係)
- 2 発注区分ごとに、直前2年間の主な契約について、2件以内を記入してください。(完成、未成を含む。)
- 3 「業務対象の規模」欄には、例えば測量における面積や精度等、設計における構造や延面積等を記入してください。
- 4 「契約金額」欄には、消費税及び地方消費税抜きの金額を記入してください。(千円未満四捨五入)

(発行所
青森市
青長・島
一丁人)
森目
一番
一
県号

(印刷所
青森市
東二
奥間販
印屋亮人
刷三
株一
式会七
社七号)

定価小口
一枚二付十五円
四十四銭
毎週月・水・金曜日發行